

ふるさとコンサート 2025



7月18日撮影 ふるさとコンサート

主な内容

議会だより	2～3
人権擁護委員 他	4
国民年金	5
戸籍（詐欺の注意喚起）	6
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方等に対する補償金等の支給について 他	7
人事異動／うるぎダイアリー	8



私たちの村（令和7年6月末時点）

人口 463人／男 227人／女 236人／世帯数 260戸／交通死亡事故ゼロの日 396日

議会だより

売木村議会定例会

令和7年第2回売木村議会定例会が6月9日から12日までの4日間の会期で開催されました。付議事件14件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

請願・陳情

- ①最低賃金の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について (採択)
- ②義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択を求める請願書について (採択)
- ③さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める請願書について (採択)
- ④カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の請願について (採択)

報告

- ①売木村税条例の一部を改正する条例制定について
- ②売木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- ③令和6年度売木村一般会計補正予算(第8号)について(51,000千円増額・文化交流センター設備改修費増額他)
- ④令和6年度売木村繰越明許費繰越計算

書(一般会計)について

- ⑤令和6年度売木村繰越明許費繰越計算書(簡易水道事業会計)について
- ⑥傷害事故に係る損害賠償の額を定めることについて

条例改正

- ①売木村簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- ②売木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

補正予算

- ①令和7年度売木村一般会計補正予算(第1号)について(45,310千円増額・長島川河川修繕工事増額他)
- ②令和7年度売木村介護保険特別会計(介護保険事業)補正予算(第1号)について(1,945千円増額・介護報酬不正受給額返納金増額他)

一般質問

7番 日高 昇議員

(1) 1月8日水曜日に南信州新聞デジタル版で「売木村の観光マネジメントを担う『DMO』、官民一体で設立へ移住者や職員の負担軽減語る」と新聞報道で観光マネジメント法人を立ち上げる計画を発表されました。DMOとは「ディスプレイション・マネジメント・オーガニゼーション」の頭文字の略語で、日本語では「観光づくり法人」と表現されます。地域住民、観光事業者、行政など多様な関係者と協働・連携して観光づくりを行っていく組織です。その後5か月経過しておりますが、住民説明等は実施されるのかお答え

ください。

(2) 3月17日月曜日の議会全員協議会で「外部連携によるRMO(地域運営組織)立ち上げ準備室の設置について」文書が提示され、令和9年に地域運営組織の運営自主化を目指す説明があり、議会からは令和7年度中に検討し、実施できるかどうかの結論を出すように要望させていたところでした。その後の経過、現在の進捗状況、計画変更などについて報告をお願いします。

(3) 実際に観光マネジメント法人を立ち上げ、運営を始めた場合に、どのくらいの予算規模で運営していく予定なのか、概算でもいいのでお答えください。また、村外の出資や協賛いただける企業や法人等も少ないと思いますが、見込んでいる金額等ありましたらお答えください。

村長答弁

議会冒頭のあいさつでも申し上げましたが、以前は観光課、村づくり総合推進室、そして観光協会があって観光振興や移住定住、企業連携等外部とのつながり人口の獲得など、多岐にわたって地域振興に取り組んできました。人材不足等もあって、これらの業務は令和3年から産業課内に村づくり総合推進室を統合して担っていたが、現在に至っております。コロナ禍もあって、その結果積極的に攻める村づくりはできなくなりました。

人口減少の中、このまま手をこまねていけば保育所、学校、村も消滅に向かっていく危機的な状況だと思っております。役場職員も限られた人数の中であり、まずは産業課の出向室としてハロー岡田屋に設置しました。RMO立ち上げを見据え、役場と連携をしつつ、外とのつながりを強化して、民間ならではの発想と強

みを生かした持続可能な村づくりを進めるために、観光業をはじめ農業も林業もそして村民が一体となった地域づくりを進める必要があります。

(1) はじめに売木村の「地域連携中間支援組織(RMO)」についての説明会をいつ行うのかについてお答えいたします。本年1月当初におきましては、観光DMO等の立ち上げを視野に入れて検討を進めておりましたが、その後議会の皆さまからのご意見や、村内の民間事業者の有志の皆さまからのご提案を参考に、役場内で議論を重ねてまいりました。その結果、去る3月17日(月)の議会全員協議会においてご説明申し上げたとおり、観光に特化した観光DMOという形ではなく、外部との連携を推進しながら、役場や地域内の事業者と協力し、観光・移住定住促進などの地域連携事業を支える「地域連携中間支援組織(RMO)」の立ち上げを3年以内をめどに目指す方針を説明したところです。その準備段階として今年度産業課内に「RMO立ち上げ準備室(出向室)」を設置し、役場の関係各所と連携しながら、役場単独では賄いきれない事業について、外部委託も視野に入れた段階的にひとつひとつ進めているところです。

また、今後2、3年かけて、売木村にとって最適な法人形態を検討しながら最も効果的で、かつ持続可能な運営体制を構築していきたいと思っております。中間管理組織がなぜ必要なのかということは何回も申し上げているところですが、今の段階では、私の思いを聞いていただくくらいでありますので、3月17日の議会全員協議会の時にも申しましたが、RMOの体制や方向性が具体化する段階で、

村民の皆さまに對しまして説明の機会を設け、丁寧に情報共有を図ってまいりたいと考えております。

(2) 次にRMO地域運営組織の設立計画の現状についてお答えいたします。3月17日(月)の議会全員協議会においてご説明した「外部連携によるRMO(地域運営組織)立ち上げ準備室の設置について」3年後を目途に中間支援組織(RMO)の立ち上げを目指すことと説明しております。この案件は、村にとって村の存続をかけた最重要課題だと思ひ進めさせていただいております。村の皆さんの協力体制、外部連携等いろいろな組み合わせを検討する中で、時間をかけて取り組みさせていただきたいと思っております。令和7年度で結論を出せるものと思っております。

その後の経過及び現在の進捗状況について申し上げます。4月より産業課内の出向室として「RMO立ち上げ準備室」をハロー岡田屋に設置いたしました。現在は、常に役場と相談・連携を図りながら、RMO立ち上げ準備室において、役場単独では対応が難しい事業について外部委託も視野に入れて、ひとつひとつ段階的に事業を進めているところです。

具体的には、以下のような事業を推進しています。

・愛知大学との共同事業及び実施に向けた調整

・「走る村プロジェクト」の推進として関西の企業と個別連携協定を締結して、合宿誘致やグラウンドの利活用を宿泊事業者と共に推進するように取り組んでおります。

・地域おこし協力隊のサポート体制構築に向け、外部の伴走支援事業者と連携

し、5月末に研修を実施、6月より日々のサポートを展開しております。

今後進める予定の事業について申し上げます。空き家対策や移住定住促進、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の強化を進めるとともに、村のPR活動や移住相談など日常的な交流窓口の設置・運用をハロー岡田屋で進めていきます。

これらの取組を通じて、今後2～3年かけて村の皆さんの協力体制を整えて、売木村にとって最適な法人形態(例えば一般社団法人、NPO法人、第三セクター、観光DMOなど)を慎重に検討してまいります。

(3) ご質問の「観光マネジメント法人を立ち上げた場合の予算規模」についてですが、前回の議会全員協議会でも申し上げましたとおり、2～3年後を目途に立ち上げを目指すのは、今年当初にお話しした「観光マネジメント法人(DMO)」に限定されるものではありません。現時点では、観光分野に特化したDMOに限らず、売木村にとって最適な法人形態とは何かを試行錯誤しながら模索している段階です。従いまして、実際に設立される法人の形態や事業内容によって必要な予算規模は大きく異なるため、現時点では具体的な金額をお示しすることは困難です。ただし、この準備期間中においては、RMO立ち上げ準備室を中心に、企業連携や企業版ふるさと納税など外部との連携を強化しながら、村の地方創生事業の展開を図っていく方針です。実際に、現在でも企業版ふるさと納税を通じて、複数の企業より売木村の取組をご支援いただいております。また、直近では「走る村プロジェクト」を通じて企業との連携が実現しており、今後もさまざまな分

野において企業や外部機関と協力し、限られた予算や人材の中でも持続可能な地域づくりを進めていく考えです。その様な取り組みの中で、将来的にはRMO設立に対する企業協賛や外部支援の獲得も目指しており、村としての法人への関わり方や、財政的な支援のあり方についても引き続き検討を深めてまいります。

6番 小林久修議員

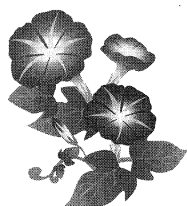
今年、岩手県大船渡市や愛媛県今治市において大規模な山火事が相次いで発生いたしました。県内でも多数山火事が発生しており、昔と気候が変わってきているように思われます。売木村でも他人ごとではなく、周辺が山林に囲まれ山際には民家が建っているため、同じような災害が起こるかもしれません。以前と比較すると里と山の区別がなくなり、耕作放棄地も増えてリスクが高い状況にあります。現在の野焼きは例外を除いて原則禁止となっております。火災と紛らわしい煙、又は火災が発生する恐れのある場合は、最寄りの消防署が役場へ届出、連絡をすることとなっておりますが、その場合の役場での対応を質問いたします。

村長答弁

小林議員の質問にお答えします。昨年は売木村では2件の火災が発生しました。おかげさまで消防団、消防署、村民の皆さまのご協力で大火なく消し止めることが出来ました。しかし議員ご指摘のように岩手県大船渡市、愛媛県今治市の山林火災は大規模な火災となっており、また大きな被害をもたらしました。これも地球温暖化による気候変動なのか世界的にも同じ状況が起きております。特に春先は田んぼのぼた焼など野焼きをする機会もあって心配なところであります。

また飯田下伊那の火災原因の1位は「たき火」によるものです。隣の平谷村は村を挙げて野焼きをしておりましたが、今年中止したと聞いております。

現在は、村に提出された届書を村が阿南消防署平谷分署にFAXで提出しております。この方法は売木村だけのようでしたが、今年からは届出を行うものが直接消防署に電話で連絡することにより燃やすものの把握、燃やす場所等の状況を消防署の方で確認することになりました。その情報を消防署の方から村へ報告していただくようになり情報共有をしていく事になります。早速6月5日に村にたき火の届出があり、消防署へ直接電話で届けてほしいと伝え、消防署に電話したようで、消防署から村に届出の報告が来たとのことでした。また、先日住民の方から野焼きの中に、燃やしてはならない産廃を燃やしているのか、目が痛かったり、のどが痛かったりしたというお話をお聞きしましたので、その時の対応等について、駐在所でお話を伺いました。以前、野焼きの通報があり、現場に出向いたことがあったようですが、その時は木を燃やしているところしか確認できず、火災にならないよう注意してきたとのことでしたが、匂い等、不審なことがあったら早く駐在所、もしくは阿南署に通報していただければ現場に急行していただけることですので、早めに通報していただければと思っております。



人権擁護委員の職務

委嘱された人権擁護委員（再任） 村松松美／担当地区 売木村

人権擁護委員は、自由人権思想に関する啓発宣伝をすること、また、民間における人権擁護運動の助長に努めること、人権侵犯事件があった場合にその救済のために調査及び情報の収集をなし、法務省人権擁護局（長野県の場合は長野地方法務局）への報告、あるいは関係機関に対して告発、勧告を行うなど適切な処置を講ずることを職務とする。

さらに、貧困者が権利を行使するため訴訟をする必要がある場合には、民事上の損害賠償、刑事補償の請求等に適切な援助救済方法を講ずること、その他広く人権の擁護に努めることをもって職務とする（人権擁護委員法第11条）。

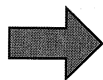
ごみ処理施設使用料改定のお知らせ

稲葉クリーンセンターでは、近年施設に直接持ち込まれる燃やすごみの量が増加しており、施設の維持管理に必要な経費が増加していることから、燃やすごみを直接持ち込まれる際の施設使用料を改定します。

【改定日】 令和7年10月1日から

【現行料金】

180円／10kg（税込）



【改定料金】

220円／10kg（税込）

【受付日時】

月曜日～金曜日（祝日含）

（午前）8：30～11：30 （午後）13：00～16：30

【問い合わせ先】

南信州広域連合 飯田環境センター (0265 - 22 - 4066)

稲葉クリーンセンター (0265 - 48 - 6648)

<産前産後期間の国民年金保険料が免除になります>

●対象となる方

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第一号被保険者です。

●国民年金保険料の納付が免除される期間

申請された場合は、国民年金保険料が一定期間※免除されます。

※単胎の方：出産予定月（または出産月）の前月から4か月分。

多胎の方：出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月分。

●申請をするタイミング

出産予定日の6か月前から申請できます。出産後の申請はいつでもできます。

●すでに該当期間分の保険料を納付している場合

申請された場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。該当期間分の保険料について免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の申請をしてください。

●マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、簡単に産前産後期間の免除申請ができます。マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードをご準備いただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

<マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について>

国民年金の下記の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。
詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

電子申請可能な申請書等

- ・国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- ・付加保険料納付（辞退）の申出
- ・付加保険料納付該当（非該当）の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例申請
- ・産前産後免除該当の届出
- ・口座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）の申出
- ・口座振替辞退の申出

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください
フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら...

- ・ お住まいの市区町村担当窓口
 - ・ 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
 - ・ 消費者ホットライン 188 (いやや!)
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE



警察庁
National Police Agency



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

旧優生保護法に基づく優生手術等を 受けた方等に対する補償金等を支給します。

請求に関する受付・相談を県の専用窓口で行っています。弁護士が無料でサポートする制度もありますので、相談窓口までお問い合わせください。

支給対象 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた本人とその配偶者

支 給 額

- ①補償金 本人：1500万円・配偶者：500万円（本人・配偶者死亡の場合はその遺族）
- ②優生手術等一時金 本人：320万円
- ③人工妊娠中絶一時金 本人：200万円

請求期限 令和12年1月16日

※詳細は下記窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口 長野県庁（本館4階） 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
（健康福祉部 疾病・感染症対策課）

受付時間 平日8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

電 話 026 - 235 - 7143 **F A X** 026 - 235 - 7170

メー ル yu-sodan@pref.nagano.lg.jp（専用）

不動産鑑定士無料相談会のご案内

不動産評価等に関する無料相談会を開催いたしますので、お気軽にお出かけ下さい。

共 催 一般社団法人 長野県不動産鑑定士協会
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

後 援 長野県

開催日時 令和7年10月2日（木） 午前10時～午後4時

会 場 飯田市役所 本庁舎 3階 A301・302 会議室
（正午～午後1時は休憩時間とさせていただきます）

不動産評価に関する事項について不動産鑑定士がお答えいたします。
（具体的には、売買、交換、相続、借地、担保、賃貸借等に係る不動産評価）
※予約不要です。直接会場にお越しください。

問い合わせ先 一般社団法人長野県不動産鑑定士協会 TEL 026-225-5228

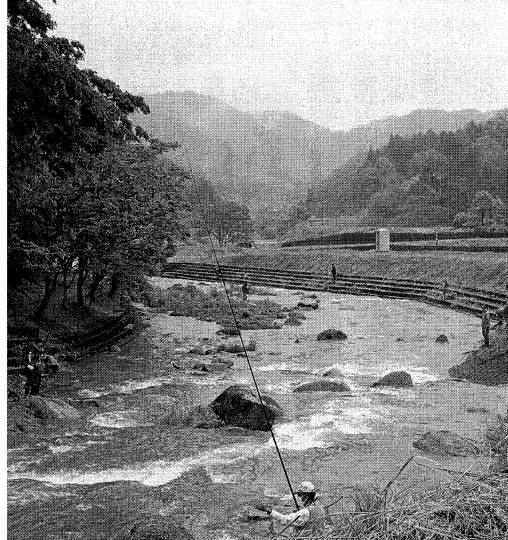
うるぎダイアリー



うるぎ豆まめ舎のイメージ映像の公演や豆腐の試食会、入り口では公演を盛り上げるコラボ企画として春色感謝祭が行われ、村内のみならず、京都、大阪、岡崎、南木曽町から木地師の方など遠方よりたくさんのお店者の方が集まってくれました。二日間にわたり開催され、多くの方に来場いただき盛り上がりしました。

春色感謝祭・うるぎ村特別公演「草草人」

6月7日・8日



前日からの雨により、日程を変更して開催されました。売木川の水量も多く流れも速い状態でしたが、ベテランの方々は今々と釣りあげていました。学童釣り堀では二ジマスが放流され、子供たちが釣りを楽しんでおり、つかみ取りは今年も賑やかに行われました。

うるぎ自然休養村 溪流釣り祭り

5月25日・26日

人事異動

退職（6月30日付）

売木村役場

大井 亮
中村 佑弥



県境域住民スポーツ交流会が阿南町にて開催されました。売木村からはソフトバレーボールの部に2チームが参加し、ソフトバレーを通じて他町村の住民の方々と楽しく交流をしました。

県境域住民スポーツ交流会

7月27日